

🍷🍷🍷🍷🍷 研究補助金申請の募集 🍷🍷🍷🍷🍷

2020（令和2）年度研究補助金の申請を受け付けます。

申請をご希望の方は、添付の「調査・研究調書」（A4版2ページ分）にご記入の上、スポーツ人類学専門領域事務局までメール添付にてお送りください。

申請期間：2021年1月1日～2021年1月31日（締切厳守!）

提出先：スポーツ人類学専門領域事務局 supojin.senmon@gmail.com

!!!注意!!!

従来の「研究活動への補助金支給に関する覚書」は無効となりました。

以下の「研究活動補助金の支給に関する申し合わせ」を熟読の上、

申請して下さい。

🍷🍷🍷🍷🍷 研究活動補助金の支給に関する申し合わせ 🍷🍷🍷🍷🍷

日本体育学会スポーツ人類学専門領域会則第3条(4)の規定により、日本体育学会スポーツ人類学専門領域（以下、本領域）における研究活動の一層の発展を期するために、研究活動補助金（以下、補助金）の支給に関して、次の通り扱うことを申し合わせる。なお、本申し合わせにより、従来の「研究活動への補助金支給に関する覚書」は無効となる。

1. 補助金の名称は、「研究活動補助金」とする。
2. 補助金は、個人研究・グループ研究のいずれも本領域の会員を対象に支給する。
3. 調査・研究活動の期間は、1年を超えないものとする。
4. 補助金は、1年に総額25万円以内で、以下の分類に従って支給する。
 - A) 一般・・・15万円以内/件
 - B) 若手：満30歳以下（申請時）・・・10万円以内/件
5. 補助金は私費との併用を可能とするが、公費との併用は不可とする。
6. 補助金の申請は、別に定める所定の様式にしたがって行う。
7. 補助金は、1人（個人研究・グループ研究とも）につき、最大で3回を限度に受けることが可能である。ただし1回受けた者は次の申請までに3年をおくこと。
8. 補助金の申請に対する採択（支給および支給額）は、世話人会によって決定する。
9. 補助金を交付された者は、補助金の交付を受けた翌年度の4月末（4月30日）までに以下の書類を本領域事務局に提出しなければならない。
 - 短報（2,000字程度）
 - 決算報告書（領収書原本の添付）
10. 本補助金を交付された者は、上記書類を提出後、1年以内に日本体育学会において

